

3 年金管理課

公的年金制度は、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担う一方、日本年金機構が厚生労働大臣から委任・委託を受け、その直接的な監督の下で、公的年金に係る一連の運營業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等）を担っています。

年金管理課では、国民の老後を支える公的年金制度について、将来にわたり持続可能で国民が安心できる制度の確立に向けて、年金事業の運營業務を担う日本年金機構や市町村と連携し、円滑な事業運営に取り組んでいます。

(1) 日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可

① 概要

厚生年金保険等の保険料の徴収業務は厚生労働大臣から権限の委任を受けた日本年金機構において実施していますが、滞納処分に関する業務の公正性、客観性を担保するため、日本年金機構が行う滞納処分等の実施については、厚生労働大臣の事前認可が必要となっており、年金管理課においてその認可に関する業務を行っています。

② 実績（平成29年度）

- ・日本年金機構が行う滞納処分等の認可件数

(単位：件)

	厚生年金保険			船員保険		国民年金		計		
	通常分	緊急分	随時分	通常分	緊急分	通常分	緊急分	通常分	緊急分	随時分
鳥取県	6,889	2	0	20	0	177	0	7,086	2	0
島根県	7,140	3	0	23	0	171	2	7,334	5	0
岡山県	21,995	8	0	23	0	571	4	22,589	12	0
広島県	30,214	3	3	71	0	1,173	11	31,458	14	3
山口県	12,131	1	1	129	0	531	1	12,791	2	1
合計	78,369	17	4	266	0	2,623	18	81,258	35	4

(2) 日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の認可

① 概要

保険料等の滞納処分については、日本年金機構の理事長が任命する徴収職員が実施します。当該徴収職員及び保険料等の収納を行う収納職員については、厚生労働大臣の事前認可が必要となっており、年金管理課においてその認可に関する業務を行っています。

② 実績（平成29年度）

- ・徴収職員、収納職員の認可数

	徴収職員	収納職員
鳥取県	5人	4人
島根県	3	4
岡山県	23	24
広島県	30	26
山口県	17	17
合計	78	75

(3) 日本年金機構が行う立入検査等に係る認可

① 概要

厚生年金保険法及び国民年金法等の規定により日本年金機構が行う適用事業所に対する事業所調査、未適用事業所に対する加入指導・立入検査及び被保険者・受給権者に関する調査等の実施についても厚生労働大臣の事前認可が必要となっており、年金管理課においてその認可に関する業務を行っています。

② 実績（平成29年度）

- ・日本年金機構が行う立入検査等の認可件数

	適用事業所・未適用事業所					被保険者・受給権者		計
	未適用事業所	適用事業所	情報提供による未適用事業所	情報提供による適用事業所	会計検査院の指摘による適用事業所	被保険者	受給権者	
鳥取県	898件	3,223件	0件	0件	43件	0件	0件	4,164件
島根県	862	3,384	3	0	34	0	0	4,283
岡山県	4,981	11,347	0	10	0	0	0	16,338
広島県	13,735	14,079	36	8	68	0	4	27,930
山口県	3,581	6,222	8	4	0	0	0	9,815
合計	24,057	38,255	47	22	145	0	4	62,530

(4) 日本年金機構が行った滞納処分等の実施結果に係る報告

① 概要

日本年金機構が滞納処分等や立入検査等を行った場合は、実施結果について、地方厚生局が報告を受けることとなっており、年金管理課において滞納処分等認可処理要領に基づいて認可されたものであるか、また、適正に調査が実施されているかの確認等を行っています。

② 実績（平成29年度）

ア 日本年金機構からの滞納処分等の実施結果報告件数

	厚生年金保険等	国民年金
鳥 取 県	637件	178件
島 根 県	682	96
岡 山 県	1,766	332
広 島 県	2,367	436
山 口 県	1,497	328
合 計	6,949	1,370

（注）報告対象は、認可を行ったうち差押（及び解除）、参加差押（及び解除）、交付要求（及び解除）、換価、取立、配当事務、搜索、換価猶予、執行停止の件数です。

イ 日本年金機構からの立入検査等の調査結果報告件数

	適用事業所・未適用事業所		被保険者・受給権者		合 計
	実 施	実 施 不 能 又は未実施	実 施	実 施 不 能 又は未実施	
鳥 取 県	3,277件	1,188件	0件	0件	4,465件
島 根 県	5,063	3,341	0	0	8,404
岡 山 県	9,027	9,536	0	0	18,563
広 島 県	17,901	12,823	4	0	30,728
山 口 県	6,768	4,908	0	0	11,676
合 計	42,036	31,796	4	0	73,836

（注1）適用事業所等の調査については、平成29年4月から平成30年3月までに調査結果報告を受けたもの（平成28年4月から平成29年3月までに認可したもの）です。

（注2）被保険者等の調査については、平成30年4月に実施結果報告を受けたもの（平成29年4月から平成30年3月までに認可したもの）です。

（5）日本年金機構との連絡調整等

① 概要

上記に掲げるもののほか、日本年金機構が行う年金事業が適正かつ円滑に運営されるよう、日本年金機構との情報交換や共有化を図り、また、地域年金展開事業への協力支援を行っています。

② 実績（平成29年度）

年金制度関係の最近の情勢や厚生局及び日本年金機構の中国管内の業務状況などについて情報交換を行いました。

ア 日本年金機構中国地域部との事務打合せ会議の開催…………… 4回

（平成29年5月、9月、12月、平成30年2月に開催）

- イ 地域年金事業運営調整会議（各県代表年金事務所主催）への参加
- ・鳥取県…………… 2回（平成29年8月21日、平成30年2月21日）
 - ・島根県…………… 2回（平成29年6月15日、12月21日）
 - ・岡山県…………… 1回（平成29年6月29日）
 - ・広島県…………… 2回（平成29年8月22日、平成30年2月23日）
 - ・山口県…………… 2回（平成29年6月26日、12月21日）

（6）社会保険労務士に関する業務

① 概要

社会保険労務士法に関する業務は厚生労働大臣が行うものとされていますが、以下の i から vii までの社会保険諸法令に関するものは、地方厚生局長に委任されています。

- i 開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査
- ii 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- iii 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- iv 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- v 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
- vi 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- vii 全国社会保険労務士会連合会が実施している社会保険労務士試験への協力

② 実績（平成29年度）

各県の社会保険労務士会総会に出席するとともに、会則変更の報告を受けました。

③ 中国地域の社会保険労務士会の状況（平成30年3月末現在）

	会 員 数			社 労 士 法 人 数	〔再掲〕 特定社会 保険労務士	「街角の年金相談 センター」開設数
	開 業	勤 務	そ の 他			
鳥 取 県	137人	101人	14人	2法人	48人	0か所
島 根 県	126	82	34	6	43	0
岡 山 県	507	301	118	13	166	1
広 島 県	804	610	105	27	292	2
山 口 県	306	208	45	8	103	1
合 計	1,880	1,302	316	56	652	4

（7）年金委員に関する業務

① 概要

「年金委員」は、政府管掌年金事業の運営に協力して、国民の理解を高めるための啓発や被保険者又は受給権者からの相談に応じた助言を行うなど、民間協力者としての活動を行っています。この「年金委員」は、厚生年金保険の適用事業所において活

動する職域型年金委員と、地域において主に国民年金に関する活動を行う地域型年金委員とに区分されています。

年金管理課では、適用事業所の事業主や市町村長等からの推薦に基づき、日本年金機構が年金委員としてふさわしいと判断した候補者のうちから委嘱を決定し、委嘱状や年金委員証明書の交付事務等を行っています。

② 実績（平成29年度）

年金委員の委嘱・解嘱の状況及び平成30年3月末現在の年金委員数については、以下のとおりです。

・委嘱及び解嘱の状況

	職 域 型		地 域 型	
	委 嘱	解 嘱	委 嘱	解 嘱
鳥 取 県	40人	50人	5人	1人
島 根 県	88	37	0	0
岡 山 県	142	185	3	1
広 島 県	158	190	58	7
山 口 県	86	92	11	4
合 計	514	554	77	13

・年金委員（職域型、地域型）の状況

	年 金 委 員 数		計
	職 域 型	地 域 型	
鳥 取 県	1,149人	67人	1,216人
島 根 県	1,175	80	1,255
岡 山 県	3,442	129	3,571
広 島 県	3,888	248	4,136
山 口 県	2,241	118	2,359
合 計	11,895	642	12,537

(8) 市町村に交付する国民年金等事務費交付金に関する業務

① 概要

国民年金法では、国民年金事業のうち各種届出書の受理など地域住民に密着した事務（国民年金への加入や基礎年金などの請求手続きの事務等）は、法定受託事務として市町村が行うこととされており、これらの事務処理等に必要な費用は、国民年金等事務費交付金（以下「国民年金交付金」という。）として、国民年金法に基づき国が交付することとされています。また、法定受託事務以外にも市町村が国民年金事務に関し協力連携として行った事務について、交付要綱に基づき国民年金交付金の対象としています。

年金管理課では、国民年金交付金の交付に関して、市町村の申請に基づく概算交付申請や精算交付申請に関する審査等の事務、決算審査及び実地審査等を行うとともに、法定受託事務に関する市町村との連絡調整を行っています。

② 実績（平成29年度）

国民年金交付金の適正な処理等のため、決算実地審査のほか、以下の事業を実施しました。

- ・市町村担当者事務説明会を実施（平成29年6、12月）
- ・岡山県及び広島県都市国民年金協議会に出席して国民年金事務等にかかる意見要望の回答を実施（平成29年6、10月）
- ・平成29年度の交付状況

	市町村数	申請市町村数	交付決定額	
			概算交付額	精算交付額
鳥取県	19	19	127,593千円	62,366千円
島根県	19	19	137,795	72,132
岡山県	27	27	402,721	199,391
広島県	23	23	596,028	288,898
山口県	19	19	281,377	139,547
合計	107	107	1,545,513	762,334

（注1）市町村数は、平成30年3月末現在の数です。

（注2）千円未満四捨五入のため、合計が一致しないことがあります。

（9）健康保険事務指定市町村交付金に関する業務

① 概要

健康保険法第3条第2項の規定による被保険者（日雇特例被保険者）に係る保険者の業務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている健康保険被保険者手帳の交付及び收受その他これらに付帯する業務は、法定受託事務として、厚生労働大臣が指定する市町村（以下「事務指定市町村」という。）の長が行うものとされています。

年金管理課では、この事務指定市町村の指定及び取消の手続き等の業務を行っています。

② 実績（平成29年度）

- ・事務指定市町村の状況（平成30年3月末現在）

	指定市町村数
鳥取県	0
島根県	1
岡山県	0
広島県	12
山口県	0
合計	13

(10) 学生納付特例事務法人に関する業務

① 概要

学生納付特例事務法人は、大学や専修学校等に在籍する学生・生徒である国民年金第1号被保険者の委託を受けて、保険料の学生納付特例申請に関する事務を代行することができます。大学や専修学校等が学生納付特例事務法人となるためには、厚生労働大臣の指定が必要です。

年金管理課では、学生納付特例事務法人の指定のほか、不適切な事務処理があった場合の改善命令や法人指定の取り消し等の事務を行っています。

② 実績（平成29年度）

学生納付特例事務法人を新たに1件指定しました。

また、中国地域の大学及び専修学校等318校及び1団体に対して、学生納付特例制度の周知及び学生納付特例事務法人制度の協力依頼を行いました。

③ 中国地域の学生納付特例事務法人又は教育施設（平成30年3月末現在）

- ・学生納付特例事務法人…………… 21 法人
- ・学生納付特例事務取扱教育施設…………… 2 施設

(11) 保険料納付確認団体に関する業務

① 概要

保険料納付確認団体は、会員である国民年金第1号被保険者に対して、保険料納付状況を定期的に提供することができます。保険料納付確認団体となるためには、厚生労働大臣の指定が必要です。

年金管理課では、団体の指定のほか、不適切な事務処理があった場合の改善命令や指定の取り消し等を行っています。

② 実績（平成29年度）

新たに指定等を行った団体はありません。

③ 中国地域の保険料納付確認団体（平成30年3月末現在）

1 団体